

平成20年度 第2回第三者定期監査結果の報告について

平成21年3月31日

日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る「改善策」の実行を担保するため、平成16年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン殿（以下、「LRJ」という。）による年2回の定期監査を受け、今回の監査で通算10回目となります。

これまでは「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認も行われてきました。

第三者監査が4年目となった昨年度は、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』が行なわれました。

平成20年度の第1回、第2回の定期監査では、上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が設備試験段階から運転（操業）段階へ移行する状況を踏まえて、第2項に示すLRJの監査計画に従い監査が実施されました。

第2回定期監査の日程を以下に示します。

なお、前回監査（第9回：平成20年7月～8月実施）におけるLRJコメントについては、処置が終了した項目の取組状況を当社より説明し、LRJの確認を受けました。

- ◆ 「室」 : 2月3日～6日
- ◆ 再処理事業部 : 2月17日～20日
- ◆ 濃縮事業部 : 2月12日～13日
- ◆ 埋設事業部 : 2月5日～6日

2. 平成20年度第2回定期監査の内容

(1) 監査の視点

今回の監査での注力点としてLRJから表1に示す3項目が設定されました。

なお、表1の注力点3項目がすべての被監査部署に適用されたわけではなく、各部署の機能等に応じて適用範囲が次の様に定められました。

- 再処理事業部に対しては、表1のすべての注力点(①、②、③)が対象。
- 濃縮事業部及び埋設事業部に対しては、主として注力点②、及び③が対象。
- 「室」部門に対しては、主として注力点③が対象。

表1 平成20年度・第2回定期監査の注力点と対応方針

| 注力点 | 監査の対応方法 |
|--------------------------------------|---|
| ①問題点（不適合、ヒヤリハット等）を観察・経験した場合の対応状況 | <p>(1)平成20年7月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理／予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。</p> <p>(2)上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。</p> <p>(3)監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p>監査基準： 上記(2)の査読結果として設定する。</p> |
| ②品質マネジメントシステム（QMS）視点での運転・保守に係わる対応状況 | <p>(1)まず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定（3種類程度）の最新版を提供していただく。</p> <p>(2)監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p>■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。具体的には、事務局と調整する。</p> <p>監査基準： 上記(1)の査読結果として設定する。</p> |
| ③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認 | <p>「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。</p> <p>監査基準： 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定</p> |

(2) 監査の態様

1) 文書監査

ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書が選定されました。

2) 実地監査

監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明が求められるとともに、説明内容が不十分である場合には質疑応答が行われました。また、エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意に抽出しました。

3. 監査結果

(1) 監査全体を通したLRJ「総括所見」

今回の監査全体を通した総括所見として、監査報告書(全体総括)の中で、以下の「総括所見」が示されました。

- ① 「指摘事項」は観察されない。
- ② 「観察事項」1件を提起した。
- ③ 品質マネジメントシステム(QMS)活動のPDCA展開が定着している。
- ④ 運転部門の日常定型活動は堅実に実施されている。
- ⑤ 「改善策」の対応成果が風化することなく業務に生かされている。
- ⑥ 「改善策」に係わる水平展開部門としての濃縮/埋設事業部のQMSは良好である。
- ⑦ 幾つかの提言事項を提起した。有効活用していただきたい。
- ⑧ 提起した「提言事項」が前向きにフォローされている。
- ⑨ 施設建設対応から、運転・保守対応への品質保証体制移行が望まれる。

(2) 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」はありませんでした。一方、全体で1件の「観察事項」*¹及び6件の「提言事項」*²がありました。各部門毎の内訳は以下のとおりです。

- ① 「室」 : 「観察事項」1件
- ② 再処理事業部 : 「提言事項」5件
- ③ 濃縮事業部 : 「提言事項」1件

*1 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。

*2 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、受審者の任意。

「観察事項」及び「提言事項」の内容(主旨)は次のとおりです。

① 「観察事項」

- ・ 経営最高幹部の指示事項を確実にフォローする仕組みを構築する。

② 「提言事項」

- ・ 文書管理要領と記録管理要領における「記録」の定義が微妙に異なる。
- ・ 文書管理要領と記録管理要領は統合して記載した方が便利である。
- ・ 根本原因分析に係わる手続き・運用に関して不適合等管理要領と不適合等管理細則で重複記述があり、重複記述の回避の工夫。
- ・ 巡視、点検日誌内の記録確認者を明示する。
- ・ 放射線管理計画書の最新版管理方法の工夫。
- ・ 対象者全ての記録、訓練実績を台帳管理する。

(観察事項および提言事項の詳細は、関係資料②～④参照)

4. 監査結果に対する当社の取組

総合所見として、「QMS活動のPDCA展開が定着している」との評価や、「運転部門の日常定型活動は堅実に実施されている」、「改善策」の対応成果が風化することなく業務に生かされている」との評価を頂きました。

さらに「濃縮事業部及び埋設事業部に関しては、ここ数回の定期監査を通じて、品質マネジメントシステム(QMS)が定着している状況とPDCA展開が維持・継続されている状況を随所で観察し続けてきた。」との高い評価を頂きました。

一方、「改善策」の理念継承として、今一度「改善策」の策定に至った状況を振り返り、どのような方針のもとで活動が展開され、どのようなアウトプットが出されてきたのかを再確認することに意義がある。」との所見を頂き、当社といたしましても今一度「改善策」の策定に至った状況を振り返り、活動の方針や展開及び改善策の取組状況等について再確認することが、更なる改善の継続のために重要であると考えます。

また、固化セルにおける高レベル廃液の滴下について、LRJから「直近で発生した「高レベル廃液の滴下」及び「再滴下」の問題は正に運転・保守に関連する事象である。非定常系統構成での運転中であったこと、その系統構成の概念を知っていたための思い込み、状況を直視できるテレビカメラの存在などの状況下の事象とした上で、第三者としての監査チームから見ると、重大異常を知らせるための警報を不審の目で見てしまう体質、及び「再滴下」を起こしてしまった対応（閉止フランジの処置）に単純な疑問を感じてしまう。滴下する流体が危険物である以上、まずは「石橋をたたいて」の行動基準類の策定とその遵守風土の確立が課題であるといえよう。」との所見を頂きました。

今回のトラブルの反省等を踏まえ、再処理事業部大での組織的要因、根本原因まで深掘した再発防止策を取りまとめるとともに、当社の品質保証体制の再構築と組織風土の改革に向けた全社大でのアクションプランを策定する予定です。そして、このアクションプランは、再処理事業部はもとより、広く全社に適用・導入していく所存です。

今回の監査で提示された「観察事項」、「提言事項」及びその他の所見は品質保証活動をより確実なものにしていくための有益なアドバイスと認識し、速やかな処置を行うとともに、今後とも継続的改善活動に取り組んでいく所存です。

なお、今回の監査で提示された「観察事項」及び「提言事項」と当社の対応方針を【添付-1】～【添付-3】に示します。

5. 関係資料

- ① 平成20年度第2回定期監査報告書（全体総括）（W01938587号-0）
（平成21年3月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ② 平成20年度第2回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果
（W01938587号-1）
（平成21年3月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ③ 平成20年度第2回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果
（W01938587号-2）
（平成21年3月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ④ 平成20年度第2回定期監査報告書（その3）濃縮事業部の監査結果
（W01938587号-3）
（平成21年3月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ⑤ 平成20年度第2回定期監査報告書（その4）埋設事業部の監査結果
（W01938587号-4）
（平成21年3月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

以上

「室」部門の平成20年度第2回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（1／1）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期限 | 対応部署 |
|-------|---|--|-------|-----------------|
| 記録の管理 | <p>【観察事項】</p> <p>2008年度第2回社長診断(H20.11.28)の議事録概要によると、広報・地域交流室、青森本部、東京事務所共通の社長指示事項（情報の共有・発信について2件）が記録されている。この会議における社長指示を受けて、広報・地域交流室がどのように対応するか検討を行なった状況が確認できなかった。社長診断はトップマネジメントレビューと同等の会社最高位の会議体であり、そのトップの指示は「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運用要則第10条(2)項」（レビューの結果に以下の事項に関する決定および処置を含む。(2)業務の計画および実施に必要な改善)に準じてフォローすることが求められるものと考えられる。広報・地域交流室はQMS組織に属してはいないが、経営最高幹部の指示事項を確実にフォローする仕組みを構築することが望まれる。</p> | <p>・広報・地域交流室では、3事務所の情報共有を目的として、毎朝六ヶ所においてGL以上で実施しているミーティングの内容を青森本部と東京事務所にメールで周知するとともに、週一回3事務所合同でTV会議を行っている。第2回社長診断における社長指示事項を踏まえ、直後のTV会議において情報共有について周知徹底を図った。とりわけ、ガラス固化・耐震などに対するマスコミ・地域の反応への情報感度を高めることに重点をおいた。今後は、社長診断での指示事項等を年度の業務目標に織り込むなど、室としての位置づけを明確なものとし、進捗管理の再徹底を図ることとしたい。</p> | 必要の都度 | 広報・地域交流室 総括G |

再処理事業部の平成20年度第2回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（1／2）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期限 | 対応部署 |
|------|---|--|--|------------------------|
| 文書管理 | <p>【提言事項】</p> <p>1. 上記の文書「再処理事業部 文書管理要領」及び「再処理事業部 記録管理要領」において、「記録」の定義が、微妙に異なっている。規定に定める「定義」は全社で統一した一種類であることが望まれる。</p> <p>2. 「記録」は「文書」の一種である。文書「再処理事業部 文書管理要領」及び「再処理事業部 記録管理要領」は統合して記載した方が、読者には便利である。（本件、すでに品質管理課でも1.項の提言事項を含めて考慮中であるとのことである）。</p> <p>3. 根本原因分析に係る手続き・運用に関して、例えば、文書「再処理事業部 不適合等管理要領」の7.(3)項と、文書「再処理事業部 不適合等管理細則」の7.(2)項でかなりの重複記述がある。「要領」と「細則」のあり方の問題はもとより、文書の訂正管理、及び読者の利便性を考えると、重複記述の回避に工夫が望まれる。</p> | <p>1. 「記録」の定義については、「再処理事業部 記録管理要領」を廃止し、「再処理事業部 文書管理要領」に統合する取り組みの中で対応することとする。</p> <p>2. 「1.」に同じ</p> <p>3. 操業後の要領、細則の改正時に重複記述の見直しを行うこととする。</p> | <p>平成21年 3月末</p> <p>平成21年 3月末</p> <p>平成21年 8月末</p> | <p>品質管理部 品質管理課</p> |
| 文書管理 | <p>【提言事項】</p> <p>記録類の管理が、総じて良好であることを上述したが、例えば、任意抽出した巡視・点検日誌の中で記録確認者が確認できない事例があった。QMSにおいては、点検・確認行為の責任の明示は重要であるので、何らかの方法で明示を励行することが望まれる。</p> | <p>巡視・点検日誌に課長捺印欄はあったものの担当者名の捺印欄がなかったため、記録確認担当者の捺印欄を設けることとした。</p> <p>巡視・点検マニュアルを改正し、運用を開始した。</p> <p>2009年2月23日改正 2009年2月26日2直から運用開始</p> | <p>対応済</p> | <p>運転部分離課</p> |

再処理事業部の平成20年度第2回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（2／2）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期限 | 対応部署 |
|------|---|---|---------|------------|
| 文書管理 | <p>【提言事項】 中央操作室に配備されている多数の手順書の最新版管理が完璧であることが確認できた。 一方、硝酸ウラニルサンプリング用フード室に備え付けられている放射線管理計画書が旧版であった。約30種類の作業手順が一括で収納されている手順書集といえるものである。その1種類が追加されたために表紙の改正番号が更新された経緯があり、当日に実施された作業自体は最新版に基づくものであった。とはいえ、作業・検査・製造に使用される文書の最新版管理は重要であるので、管理方法の工夫が望まれる。</p> | <p>管理区域内において、作業エリア設定時、入口に放射線管理計画書(最新版)の写しを配備している。 また、精製課において放射線管理計画書の改正の都度、改正に係わる作業について最新版(写し)の差換えを行っているため、作業自体は最新版に基づくものであり、問題(影響)はないと考える。 しかしながら、提言の通り、最新版の管理方法を工夫することについては、望ましいと思われる。よって、精製課の運用として、放射線管理計画書の現場配備リスト等による最新版管理を検討する。</p> | 2009年4月 | 運転部 精製課 |

濃縮事業部の平成20年度第2回定期監査におけるLRJ指摘／観察／提言事項と当社の対応方針（1／1）

| 監査項目 | LRJの指摘／観察／提言事項 | 当社の対応方針 | 期限 | 対応部署 |
|-------|---|---|---------|-----------------------|
| 記録の管理 | <p>【提言事項】</p> <p>PMOGは濃縮事業部以外の保安組織（その他従事者）の教育・訓練も担当しているが、対象者が広範囲に亘る。これらの対象者に対しての保安教育漏れを予防するためにも、その他従事者の記録・訓練実績を台帳管理することが望まれる。</p> | <p>濃縮事業部外の保安要員の教育・訓練の実績管理を台帳にて行うようウラン濃縮技術開発センター研究開発棟（使用施設）教育・訓練要領を改正する。</p> | H21年度上期 | ウラン濃縮技術開発センター PMOG |